

## 新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

7月31日開会のむつ市議会第159回臨時会において行った行政報告以降、国及び青森県の対応並びにこれまで実施した市の取組について御報告させていただきます。

まず、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向にはいまだに歯止めがかからず、国内でも先の緊急事態宣言発出前に増して感染者が発生する状況に変化はありません。

こうした中、8月7日に開われました国の第5回新型コロナウイルス感染症対策分科会から、社会経済と感染対策の両立のための目標と基本戦略を政府に提案するため、「新規感染者数の動向」、「入院患者数の動向」及び「検査体制」の分析を基に「今後想定される感染状況と対策について」が示されました。

この中で、各都道府県で今後想定される感染状況を踏まえ、これを4つのステージに分類し、更にステージごとの指標、目安及び講ずべき施策が示されるとともに、「ステージに関わらず現時点において講ずべき施策」が具体的に明示されております。

これらの指標は、感染症対策を強化するための目安であり、一つひとつの指標に左右されることなく、国や地方自治体は、総合的な判断の下、感染の状況に応じ積極的かつ機動的な対策を講じていくことが求められております。

また、その際、地域によっては医療提供体制を始め様々な環境が異なるため、実情に応じて判断することが必要であり、医療資源が限られている地域においては、これらの指標に満たない段階であっても、積極的に対策を講じることが求められることとされております。

一方、国が感染症対策を講じる基準として、感染者数だけではない指標を用いたことは大きな変化であると認識しており、本市としても新たな国の基準に基づく対策を考える必要があるものと認識しております。

青森県では、8月14日には、7月31日以来、33例目の感染者が発生したところであります。

お盆休みに鑑み、三村青森県知事から、「我々は、誰しものが新型コロナウイルス

に感染したり、知らないうちに感染させたりする可能性があります。基本的な感染防止対策の徹底など、感染リスクを少しでも減らすための努力をしなければならないことは当然であります。県民お一人お一人が思いやりの気持ちを持って、これまでと同じように帰省される方々を温かい心で受け入れていただくようお願いいたします。」とのメッセージが寄せられております。

また、私からは、8月3日にY o u T u b eの「むつ市長の62ちゃんねる」で、感染症対策の注意喚起を含め、「8月お盆の時期、感染が拡大している地域からの帰省は控えましょう。」とし、さらに、帰省する場合の注意点についてのメッセージを市民の皆様にお伝えしたところであります。

今後におきましても、国及び青森県の方針、そして、全国の感染状況等を踏まえ、市民の皆様の安全・安心を確保するため鋭意努力してまいります。

以上を受け、「むつ市の基本的対処方針」を始め、7月31日以降、この危機突破の柱となる「予防医療対策」及び「経済対策」に係るむつ市感染症危機突破プロジェクトチームの取組並びに「新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策」について、御報告いたします。

### <むつ市の基本的対処方針について>

それでは、国及び青森県の方針を踏まえた「むつ市の基本的対処方針」について御報告いたします。

はじめに、大規模イベント等の開催については、7月22日に開かれました国の第3回新型コロナウイルス感染症対策分科会での議論を踏まえ対処してまいります。

また、イベント等の開催に当たっては、感染防止対策に係る種々のガイドラインに従った行動をお願いすることといたします。

次に、市有施設につきましては、今後、原則として開館することとしておりますが、利用方法に一部制限を設けることとし、感染症の発生状況によっては、施設の閉館を余儀なくされるものと考えており、国が示した新しい生活様式に従い、密を避けるなど感染予防に万全を期して御利用いただくようお願いいたします。

次に、首都圏への移動につきましては、東京都を中心として新型コロナウイルス感染症患者がいまだ発生していることに鑑み、感染防止対策の徹底をお願いするとともに慎重な行動をお願いいたします。

首都圏以外への移動につきましても、移動先の感染状況を踏まえ、適切な感染防

止対策を講ずるようお願いいたします。

また、感染拡大の防止対策として、今後においても、国が運用する新型コロナウイルス接触確認アプリの活用を推奨していくことといたします。

なお、各都道府県で想定される感染状況を踏まえ、基本的な感染予防の徹底等、講ずべき施策が国の分科会から提案されておりますので、市においても迅速なリスク評価の下、合理的な感染症対策を速やかに実行してまいります。

### <予防医療対策>

次に、対策の柱の1点目、予防医療対策についてお伝えいたします。

#### 【1. 職員の出張及び私用旅行の取扱いについて】

はじめに、職員の出張及び私用旅行の取扱いについて御報告いたします。

7月に入り東京都の感染者数が100人を超える日が続くなど、東京都を中心とした地域での感染者数増加を受け、また、特にこの本庁舎はワンフロアのため、感染者が発生した際に感染が広がるリスクが市民の皆様や多くの職員へと及ぶことが想定されますことから、7月11日から7月31日までの間、首都圏4都県への出張を原則禁止としておりました。

その後、首都圏以外の地域でも感染者数が増加していることを受け、8月1日から8月31日までの間、関東、中部、近畿及び九州地方への出張を原則禁止とするとともに、私用旅行の自粛を要請しております。

その他の地域につきましては、不要不急の出張及び私用旅行を避け、かつ、やむを得ず出張等をする場合には所属部長等へ事前に報告することとしております。

以上は、職員及びその家族はもちろん、来庁される市民の皆様を守るための措置でもありますので、御理解を賜りたいと存じます。

#### 【2. むつ総合病院の検査体制について】

次に、むつ総合病院の検査体制について御報告いたします。

現在の新型感染症外来におけるPCR検査につきましては、検体採取後に市外の検査機関に送付しており、結果が判明するまでは、1日から3日程度の日数を要しております。

今後につきましては、年内には病院内にPCR検査機器を設置する予定となっております。早期判定が可能となります。

### 【3. 公共施設の利用の再開について】

次に、公共施設の利用の再開について御報告いたします。

市内94施設のうち、キッズパークにつきましては、例年お盆期間中は普段の2倍以上の利用があり、施設の性質上、利用者同士の接触が避けられないことから、8月8日から16日まで休止いたしました。8月17日から再開しております。

再開に当たりましては、新しい生活様式に留意するとともに、利用方法に一部制限を設けるなど感染防止対策を講じながら運営しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

### <経済対策>

次に、対策の柱の2点目、経済対策についてお伝えいたします。

はじめに、むつ市緊急経済対策13事業の8月21日までの状況について御報告いたします。

まず、「緊急支援給付金事業」についてであります。8月1日からは飲食業、宿泊業等の14業種に加えて、これらに関連して影響のある業種についても対象とし、8月31日まで申請受付を延長しております。

この緊急支援給付金につきましては、1,000件の想定に対し978件の申請を受け付けしております。

次に、「飲食店家賃補助事業」についてであります。7月31日で申請の受付を終了し、300件の想定に対し260件の給付を決定しております。

次に、「宿泊業支援事業」についてであります。7月31日で申請の受付を終了し、55件の想定に対し37件の給付を決定しております。

次に、「非正規雇用労働者支援事業」についてであります。7月31日で申請の受付を終了し、400件の想定に対し41件の給付を決定しております。

次に、「むつ市感染症あんしん飲食店等認定制度」についてであります。8月21日現在、認定飲食店等は211件となっております。

本制度につきましては、申請受付開始から2か月以上経過している現在においても申請数が増えており、市内事業者の皆様の感染症に対する意識の高まりを感じているところであります。

今後は、条例を制定した上で、認定期間中の対策の確認や問題点等を聞き取りし、さらに、感染予防の啓発物品や消毒液の提供等を行うなど、支援を充実してまいります。

次に、「むつ市中小企業小口資金特別保証制度の特別枠」についてであります、市内の4金融機関が7月末までに74件の融資を決定したこと及び6月から審査中の1件が8月末までに決定見込みであることから、予算枠に達することとなるため、申請の受付は終了しております。

次に、「子どもみらい応援事業」についてであります、これは国の子育て世帯への臨時特別給付金に1万円を上乗せして給付するもので、給付については一般分支給対象者4,470人に対し、4,469人に給付を完了しております。

また、随時、申請を受け付けしております公務員につきましては、1,645人に給付を完了しております。

次に、「奨学生緊急支援事業」についてであります、給付については、98人の対象者に対して96人、金額では1,323万円、貸与については、13人の申込みがあり、金額では195万円の支出となっております。

次に、「むつ市のうまい！仕送り事業」についてであります、8月1日から対象者に親元を離れ市外に通っている高校生も加え、申請期間も8月31日までに延長しているところであります。

受付状況といたしましては、1,200件の想定に対し958件の申請を受け付けております。

次に、「マスク配布事業」についてであります、7月31日をもって事業完了となっております。

次に、「ステイホーム応援事業」についてであります、8月10日に各家庭へのごみ袋の配布を終えております。

次に、「水道料金の減額」についてであります、2か月分で4万9,387件、1億39万9,000円の減額を行い、事業完了となっております。

最後に、「プレミアム付商品券事業」についてであります、7月に販売済みの7億円分相当の商品券が市内482店舗で利用されており、未販売の5億円分相当の商品券については、8月21日から9月4日までの間で往復はがきによる販売予約を受け付けしているところであり、9月下旬には販売することとしております。

次に、第159回臨時会で御議決を賜りました経済対策6事業の8月21日までの状況について御報告いたします。

まず、「農業産地化応援給付金」、「畜産業未来応援給付金」、「林業持続化応援給付金」及び「漁業持続化応援給付金」についてであります、これらの4事業は、コロナ禍により価格が下落した一次製品の生産者を応援し、生産の継続と意欲

の向上を図るもので、対象者に申請書等を同封した申請案内を通知し、申請書を受理後速やかに給付することとしております。

次に、「観光施設等感染予防対策支援事業」についてであります。これは市内のホテルや旅館等の民間宿泊施設等への検温システム導入に対する補助及び北の防人大湊安渡館や奥薬研修景公園等の市有観光施設に検温システムを導入するものでありまして、民間施設分につきましては補助金制度の案内を通知し、市有観光施設への導入につきましては現在調達準備をしているところであります。

本事業により市内の宿泊施設や観光施設等への検温システム導入を速やかに完了させ、市民の皆様が安心して観光客をお迎えできる環境を構築してまいります。

次に、「下北地域教育旅行助成事業」についてであります。この事業は、県内の小中学校、高等学校、大学等にむつ下北を教育旅行で訪れていただき、ジオパークを始めとしたむつ下北の魅力を体感していただくとともに、教育旅行による観光業への副次的な支援を行うため、貸切バス費用の一部を一般社団法人しもきたTABIあしすとを通じて助成するものであります。

しもきたTABIあしすとでは、これまで複数の学校からの問合せをいただいております。そのうち青森市の中学校の教育旅行が決定したとのこととあります。

### <新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策>

次に、新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策について御報告いたします。

8月7日、むつ公共職業安定所、むつ労働基準監督署、青森県、そして、むつ市を構成員とする「アツギ東北離職者雇用対策本部」がむつ公共職業安定所内に設置され、続けて第1回雇用対策本部会議が開催されました。

私自身も出席して関係機関の皆様が連携して雇用対策にあたられることを強くお願い申し上げます。

対策本部では、離職者ニーズの把握、求人事業所の開拓及び求職者にマッチングした情報提供を行うためには、近隣自治体、経済団体等との連携・協力が不可欠であることから、8月28日に関係する団体等を含めた「雇用対策連絡会議」を開催することを決定しております。

私自身も、先日、六ヶ所村の戸田村長を訪ね、「雇用対策連絡会議」への参加を依頼するとともに、村内企業での雇用確保について特段の御協力をいただきたいと思います。お願い申し上げ、戸田村長からは前向きなお返事をいただいたところであります。

次に、対策本部の昨日及び本日の具体的な動きについてであります。アツギ東

北株式会社むつ事業所内に公共職業安定所の臨時庁外窓口であるアシストハローワークを開設しており、市といたしましては、主に離職される方々の健康保険や税に関する相談に対して寄り添って対応しているところであります。

次に、市の具体的な雇用対策についてであります。アツギ東北株式会社むつ事業所を含む新型コロナウイルス感染症の影響による市内事業所からの離職者を市が直接雇用するため、会計年度任用職員採用に係る経費を今定例会の補正予算案として提案するとともに、現在、求職者のニーズを把握した上での対策について検討を進めている段階にありますことから、事業に係る予算措置が必要な場合には改めて市議会にお諮りしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

私といたしましては、離職者の皆様が1日でも早く安心して生活できるよう、経済界を含めた関係機関と力を合わせ全力で前例にとらわれない雇用対策に力を注いでまいり所存であります。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について御報告させていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国及び県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。